○鶴岡市公共下水道条例

平成１７年１０月１日

条例第２３８号

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　排水設備の設置等（第４条・第５条）
第３章　排水設備等の工事の事業に係る指定（第６条―第１６条）
第４章　公共下水道の使用（第１７条―第２６条）
第５章　公共下水道の構造の基準等（第２７条）
第６章　雑則（第２８条―第３６条）
第７章　罰則（第３７条―第３９条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、本市に設置する公共下水道の管理及び使用並びに構造の基準について、下水道法（昭和３３年法律第７９号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成２４年条例４９号〕）

（用語の定義）

第２条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 下水　生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）をいう。

(2) 公共下水道　下水を排除し、又は処理するため市が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するもの、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗きょである構造のものをいう。

(3) 流域下水道　地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、２以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ終末処理場を有するものをいう。

(4) 終末処理場　下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために

下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

(5) 排水設備　汚水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（屋内の排水管並びにこれに固着する洗面器、水洗便所のタンク、便器、手洗器、浴室及び炊事場等一切の排水施設を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。

(6) 特定施設　水質汚濁防止法施行令（昭和４６年政令第１８８号）第１条で定める有害物質を含む汚水等、生活環境を阻害するおそれのある汚水等を排出する施設をいう。

(7) 除害施設　汚水により公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ又は損傷のおそれのある障害を除去するための施設をいう。

(8) 特定事業場　特定施設を設置する工場又は事業場をいう。

(9) 使用者　汚水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。

(10) 排水区域　公共下水道により下水を排除することができる地域であって、公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）が公共下水道の供用の開始を公示した区域をいう。

(11) 処理区域　排水区域のうち、排除された汚水を終末処理場により処理することができる地域であって、市長がその処理の開始を公示した区域をいう。

(12) 水道及び給水装置　水道法（昭和３２年法律第１７７号）第３条第１項に規定する水道及び同条第９項に規定する給水装置をいう。

(13) 使用月　水道水を使用した場合は庄内広域水道企業団給水条例（令和８年庄内広域水道企業団条例第３０号）第３１条第１項に規定する毎月の定例日から次の月の定例日までをいい、水道水以外の水を使用した場合は下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね１月の期間をいう。

（一部改正〔平成２１年条例８号・２６年９８号・令和７年３７号〕）

（下水道施設の名称及び位置）

第３条　下水道施設の名称及び位置は、別表第１に定めるとおりとする。

（追加〔平成２６年条例９８号〕）

第２章　排水設備の設置等

（排水設備の接続方法及び内径等）

第４条　排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」をいう。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道の公共ますその他の

排水施設（法第１１条第１項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下「公共ます等」という。）に固着させること。

(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の機能を妨げ又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で市長が別に定めるものによること。

(3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積及び勾配は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる内径の排水管及び勾配と同程度以上の流下能力のあるものとすること。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が３メートル以下のものの内径は７５ミリメートル以上、勾配は１００分の３以上とすることができる。

排水人口 （単位　人）	排水管の内径 （単位　ミリメートル）	勾配
１５０未満	１００以上	１００分の２以上
１５０以上３００未満	１２５以上	１００分の１．７以上
３００以上５００未満	１５０以上	１００分の１．５以上
５００以上	２００以上	１００分の１．２以上

（一部改正〔平成２６年条例９８号〕）

（排水設備等の計画の確認）

第５条　排水設備及びこれに接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、別に定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。ただし、市長の定める軽微な工事については、この限りでない。

２　前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあっては、事前にその旨を市長に届出ることをもって足りる。

（一部改正〔平成２６年条例９８号〕）

第３章　排水設備等の工事の事業に係る指定

（指定下水道工事店の指定）

第６条　排水設備等の新設等の工事（別に定める軽微な工事を除く。）は、市長の指定を受けた者（以下「指定下水道工事店」という。）でなければ行ってはならない。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第７条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

２　前項の指定の有効期間は、指定下水道工事店としての指定を受けた日から５年とする。ただし、特別な理由があると認めたときは、これを短縮することができる。

（一部改正〔平成２６年条例９８号・令和８年６０号〕）

（指定の申請）

第７条　前条第１項の指定は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請により行う。

２　前条第１項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地

３　前項の申請書には次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 次条第１項第４号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(2) 法人にあっては、定款及び登記事項証明書、個人にあっては、その住民票の写し

(3) 選任する排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の責任技術者証（山形県下水道協会（以下「協会」という。）が交付したものをいう。以下同じ。）の写し

(4) 次条第１項第２号で定める設備及び器材を有することを証する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、別に定める書類

４　前３項の規定は、前条第２項に規定する有効期間の満了に際し、引き続き指定下水道工事店としての指定を受けようとする場合において準用する。

（一部改正〔平成２０年条例４２号・２３年４１号・２４年４号・２６年９８号・令和元年２２号・６年２９号〕）

（指定の基準）

第８条　市長は、第６条第１項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

(1) 責任技術者を営業所に１名以上選任している者であること。

(2) 排水設備等の新設等の工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。

(3) 山形県内に営業所がある者であること。

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 第１５条第１項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 法人にあって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

２　市長は、第６条第１項の指定をしたときは、遅滞無くその旨を一般に周知させる措置をとる。

（一部改正〔令和元年条例２２号・６年２９号〕）

（責任技術者）

第９条　指定下水道工事店は、次の各項各号に掲げる職務をさせるため、責任技術者を選任しなければならない。

２　責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1) 排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理

(2) 排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督

(3) 排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認

(4) 第１６条第１項に規定する検査の立会い

３　排水設備等の新設等の工事に従事する者は、責任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

４　第１項の責任技術者は、協会に責任技術者として登録している者でなければならない。

（一部改正〔平成２３年条例４１号・令和６年２９号〕）

（責任技術者の業務の禁止又は停止）

第１０条　市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、その業務を禁止又は６月を超えない範囲内において、業務の停止をすることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づき市長が定める企業管理規程に違反したとき。

(2) 指定下水道工事店が第１５条第１項の規定に該当する場合で、それが、当該責任技術者が担当した排水設備工事の職務に関する行為に起因するとき。

(3) 業務に関し不誠実な行為をしたとき。

（一部改正〔平成２６年条例９８号〕）

（責任技術者証）

第１１条　責任技術者は、排水設備等の新設等の工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

（指定下水道工事店証）

第１２条　市長は、指定下水道工事店として指定を行った工事の事業を行う者に対し、指定下水道工事店証を交付する。

２　指定下水道工事店は、指定下水道工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。

３　指定下水道工事店は、第１５条第１項の規定により指定を取り消されたとき又は営業を廃止したときは、遅滞なく市長に指定下水道工事店証を返納し、同項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間中指定下水道工事店証を返納しなければならない。

（指定下水道工事店の責務及び遵守事項）

第１３条　指定下水道工事店は、下水道に関する法令、条例等に定めるところに従い、適正な排水設備工事の施工をしなければならない。

（一部改正〔平成２６年条例９８号〕）

（変更等の届出）

第１４条　指定下水道工事店は、営業所の名称及び所在地その他別に定める事項に変更があったとき又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、別に定めるところにより、その旨を市長に届出なければならない。

（一部改正〔平成２６年条例９８号〕）

（指定の取消し又は一時停止）

第１５条　市長は、指定下水道工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第６条第１項の指定を取り消し、又は６月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

(1) 下水道に関する法令、条例又は条例に基づき市長が定める企業管理規程に違反したとき。

(2) 第８条第１項各号に適合しなくなったとき。

(3) 第９条第１項の規定に違反したとき。

(4) 第１３条に規定する指定下水道工事店の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備工事の施工ができないと認められるとき。

(5) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(6) その施工する排水設備工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(7) 不正の手段により第６条第１項の指定を受けたとき。

２　第８条第２項の規定は、前項の場合に準用する。

（一部改正〔平成２６年条例９８号〕）

（排水設備等の工事の検査）

第１６条　排水設備の新設等を行った者は、その工事完了の日から５日以内にその旨を市長に届け出て検査を受けなければならない。

２　市長は前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設を行った者に対し、別に定めるところにより、検査済証を交付するものとする。

（一部改正〔平成２６年条例９８号〕）

第４章　公共下水道の使用

（除害施設の設置等）

第１７条　法第１２条第１項の規定により、次に定める基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

(1) 温度　４５度未満

(2) 水素イオン濃度　水素指数５を超え９未満

(3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量　１リットルにつき５ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量　１リットルにつき３０ミリグラム以下

(4) よう素消費量　１リットルにつき２２０ミリグラム未満

（特定事業場からの下水の排除の制限）

第１８条　特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用するものは、法第１２条の２第３項及び第５項の規定により、次に定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量　１リットルにつき３８０ミリグラム未満

(2) 水素イオン濃度　水素指数５を超え９未満

(3) 生物化学的酸素要求量　１リットルにつき５日間に６００ミリグラム未満

(4) 浮遊物質量　１リットルにつき６００ミリグラム未満

(5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量　１リットルにつき５ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量　１リットルにつき３０ミリグラム以下

２　製造業又はガス供給業に係る特定事業場から公共下水道に排除される下水については、前項第１号中「３８０ミリグラム未満」とあるのは「１２５ミリグラム未満」と、同項第２号中「５を超え９未満」とあるのは「５．７を超え８．７未満」と、同項第３号中「６００ミリグラム未満」とあるのは「３００ミリグラム未満」と、同項第４号中「６００ミリグラム未満」とあるのは「３００ミリグラム未満」とする。

３　特定事業場から排除される下水に係る前２項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、前２項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。

(1) 第１項第１号に掲げる項目に係る水質に関し、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）の規定による環境省令により、又は同法第３条第３項の規定による条例より、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

(2) 第１項第２号から第５号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

（除害施設の設置等）

第１９条　法第１２条の１１第１項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第１２条の２第１項又は第５項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用するものは、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

(1) 下水道法施行令（昭和３４年政令第１４７号。以下「施行令」という。）第９条の４第１項各号に掲げる物質　それぞれ当該各号に定める数値

(2) 温度　４５度未満

(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量　１リットルにつき３８０ミリグ

ラム未満

(4) 水素イオン濃度　水素指数５を超え９未満

(5) 生物化学的酸素要求量　１リットルにつき５日間に６００ミリグラム未満

(6) 浮遊物質量　１リットルにつき６００ミリグラム未満

(7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量　１リットルにつき５ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量　１リットルにつき３０ミリグラム以下

(8) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第６条第５号に規定する流域関連公共下水道である場合は、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第５号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。）　当該排水基準に係る数値

２　製造業又はガス供給業に係る特定事業場から公共下水道に排除される下水については、前項第２号中「４５度未満」とあるのは「４０度未満」と、同項第３号中「３８０ミリグラム未満」とあるのは「１２５ミリグラム未満」と、同項第４号中「５を超え９未満」とあるのは「５．７を超え８．７未満」と、同項第５号中「６００ミリグラム未満」とあるのは「３００ミリグラム未満」と、同項第６号中「６００ミリグラム未満」とあるのは「３００ミリグラム未満」とする。

３　前２項の規定は、前２項各号に掲げる物質又は項目のうち、市長が別に定めるものについては、１日当たりの平均的な下水の量が２０立方メートル未満であるものには、適用しない。

（一部改正〔平成２６年条例９８号・令和７年２０号〕）

（水質管理責任者）

第２０条　除害施設又は特定施設を設置した者は、別に定めるところにより、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、その旨を市長に届出なければならない。

（一部改正〔平成２６年条例９８号〕）

（除害施設の設置等の届出）

第２１条　除害施設を設置し、休止し又は廃止しようとする者は、別に定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届出なければならない。届出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

（一部改正〔平成２６年条例９８号〕）

（排除の停止又は制限）

第２２条　市長は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

(1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。

(2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めるとき。

（使用開始等の届出）

第２３条　使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は別に定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届出なければならない。

２　法第１１条の２、第１２条の３、第１２条の４又は第１２条の７の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をしたものとみなす。

（一部改正〔平成２６年条例９８号〕）

（使用料の徴収）

第２４条　市は、公共下水道の使用については、使用者から使用料を徴収する。

２　前項の使用料は、毎使用月、その使用月における公共下水道の使用について、納入通知書による納入又は口座振替の方法により徴収し、その納期は市長が別に定める。

３　前２項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他の公共下水道を一時使用する場合において必要があると認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他市長が必要があると認めたときに行う。

（一部改正〔平成２６年条例９８号〕）

（使用料の算定方法）

第２５条　使用料の額は毎使用月において使用者が排除した汚水量に応じ、別表第２に定めるところにより算出した額（１円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

２　使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、２以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は、使用者の使用の

態様を勘案して別に定めるところにより市長が認定する。

(3) 水道水と水道水以外の水を併用している場合は、前２号にかかわらず別に定めるところにより市長が認定する。

(4) 氷製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、別に定めるところにより、毎使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算定根拠を記載した申告書をその使用月の末日から起算して７日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前３号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水量を認定するものとする。

３　使用者が公共下水道の使用を休止し、又は廃止したときであっても届出がないときは、これを使用しない場合でも使用料を徴収する。

（一部改正〔平成１９年条例２７号・５４号・２６年９８号〕）

（使用の態様の変更の届出）

第２５条の２　使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったときその他別に定める使用の態様の変更があったときは、別に定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（追加〔平成２６年条例５５号〕、一部改正〔平成２６年条例９８号〕）

（資料の提出）

第２６条　市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

第５章　公共下水道の構造の基準等

（追加〔平成２４年条例４９号〕）

（公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準）

第２７条　法第７条第２項に規定する公共下水道の構造の技術上の基準及び法第２１条第２項の規定による終末処理場の維持管理に関する基準は、市長が別に定める。

（追加〔平成２４年条例４９号〕、一部改正〔平成２６年条例９８号〕）

第６章　雑則

（一部改正〔平成２４年条例４９号〕）

（改善命令）

第２８条　市長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設

置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

（一部改正〔平成２４年条例４９号〕）

（行為の許可）

第２９条　法第２４条第１項の許可を受けようとするものは、別に定めるところにより、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(1) 施設又は工作物その他の物件（排水設備を除く。以下この条及び次条において「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図

(2) 物件の配置及び構造を表示した平面図

（一部改正〔平成２４年条例４９号・２６年９８号〕）

（許可を要しない軽微な変更）

第３０条　法第２４条第１項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

（一部改正〔平成２４年条例４９号〕）

（占用）

第３１条　公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して当該敷地または、排水施設を占用しようとするものは、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置については、法第２４条第１項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

(1) 公共下水道の敷地又は排水施設の占用の目的

(2) 公共下水道の敷地又は排水施設の占用の期間

(3) 公共下水道の敷地又は排水施設の占用の場所

(4) 占用物件の構造

(5) 工事実施の方法

(6) 工事の期間

(7) 公共下水道の復旧の方法

２　市長は、前項の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、国及び地方公共団体の行う事業にかかる占用物件については、この限りでない。

３　前項の占用料の額及び徴収については、鶴岡市道路占用料徴収条例（平成１８年鶴岡市条例第４３号）を準用する。

（一部改正〔平成１８年条例４３号・２４年４９号〕）

（占用期間）

第３２条　前条第１項の規定による占用期間は、５年以内とする。

（一部改正〔平成２４年条例４９号〕）

（原状回復）

第３３条　第３１条第１項の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける必要がなくなったときは、当該占用物件を除去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復することが不適当であると認めたときは、この限りでない。

２　市長は、第３１条第１項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

（一部改正〔平成２４年条例４９号〕）

（手数料）

第３４条　市長は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

⑴ 指定下水道工事店登録手数料

新規のとき　１件につき　１０，０００円

更新のとき　１件につき　５，０００円

２　前項の手数料は、当該登録又は再交付の申請をする者がその申請をする際に納付しなければならない。

３　既納の手数料は還付しない。

（一部改正〔平成２４年条例４９号〕）

（使用料等の減免）

第３５条　市長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料、占用料及び手数料を減免することができる。

（一部改正〔平成２４年条例４９号〕）

（規則への委任）

第３６条　この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（一部改正〔平成２４年条例４９号・２６年９８号〕）

第７章　罰則

（一部改正〔平成２４年条例４９号〕）

（罰則）

第３７条　次の各号に掲げる者は、５万円以下の過料に処する。

(1) 第５条の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等を行った者

(2) 第６条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者

(3) 排水設備等の新設等を行って第１６条第１項の規定による届出を同項に規定する期間内行わなかった者

(4) 第１７条又は第１９条の規定に違反した使用者

(5) 第２１条の規定による届出を怠った者

(6) 第２６条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者

(7) 第２８条に規定する命令に違反した者

(8) 第３３条第２項の規定の指示に従わなかった者

(9) 第５条第１項若しくは第２９条の規定による申請書若しくは図書、第５条第２項本文、第２１条、第２３条若しくは第２５条の２の規定による届出書、第２５条第２項第４号の規定による申告書又は第２６条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

（一部改正〔平成２４年条例４９号・２６年５５号〕）

第３８条　偽りその他不正な手段により使用料又は占有料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料に処する。

（一部改正〔平成２４年条例４９号〕）

第３９条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前２条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

（一部改正〔平成２４年条例４９号〕）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成１７年１０月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日の前日までに、合併前の鶴岡市下水道条例（昭和５４年鶴岡市条例第１号）藤島町下水道条例（平成１０年藤島町条例第３８号）羽黒町特定環境保全下水道条例（昭和６０年羽黒町条例第１３号）櫛引町下水道条例（平成７年櫛引町条例第１４号）朝日村公共下水道条例（平成１２年朝日村条例第１４号）温海町下水道条例（平成１２年温海町条例第６１号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（合併前の藤島町の区域、羽黒町の区域、櫛引町の区域及び朝日村の区域における督促手数料の特例）

3　合併前の藤島町の区域、羽黒町の区域、櫛引町の区域及び朝日村の区域において平成１８年４月３０日以前に発する督促状の督促手数料は、合併前の藤島町町税条例（昭和４１年藤島町条例第３３号）、羽黒町税条例（昭和４０年羽黒町条例第１０号）、櫛引町税条例（昭和４０年櫛引町条例第１８号）又は朝日村税条例（昭和４０年朝日村条例第２２号）の例による。

（合併前の温海町の区域における延滞金に関する特例）

4　この条例の施行の日の前日までに、合併前の温海町下水道条例（平成１２年温海町条例第６１号）の規定による延滞金の徴収については、合併前の温海町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和６２年温海町条例第２３号）の例による。

附　則（平成１８年１２月２５日条例第４３号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月２３日条例第２７号）

（施行期日）

1　この条例は、平成１９年６月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第２５条及び別表第２の規定は、施行の日以後の使用料の算定について適用し、同日前の使用料の算定については、なお従前の例による。

附　則（平成１９年１２月２５日条例第５４号）

（施行期日）

1　この条例は、平成２０年５月１日から施行する。

（適用区分）

2　改正後の第２５条及び別表第２の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を始期とする使用月に係る使用料について適用し、施行日前の日をその始期とする使用月に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成２０年９月２９日条例第４２号）

この条例は、平成２０年１２月１日から施行する。

附　則（平成２１年３月２５日条例第８号）

この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年１２月２０日条例第４１号）

（施行期日）

1　この条例は、平成２４年５月１日から施行する。ただし、第７条第３項第３号及び第９条第４項の改正規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　改正後の別表第２の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を始期とする使用月に係る使用料について適用し、施行日前の日をその始期とする使用月に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成２４年３月２３日条例第４号）

この条例は、平成２４年７月９日から施行する。

附　則（平成２４年１２月２５日条例第４９号）

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年１２月２０日条例第６３号）

（施行期日）

1　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の別表第２の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成２６年４月３０日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定するものの当該確定した使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月３０日後である公共下水道の使用にあっては、当該確定した使用

料のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月３０日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

3　前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附　則（平成２６年3月２０日条例第５５号）

この条例は、平成２６年7月１日から施行する。

附　則（平成２６年１２月２２日条例第９８号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成２７年4月１日から施行する。

附　則（平成２７年9月２５日条例第３４号）

この条例は、平成２８年4月１日から施行する。

附　則（平成２７年１２月１８日条例第４４号）

（施行期日）

1　この条例は、平成２８年5月１日から施行する。

（適用区分）

2　改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を始期とする使用月に係る使用料について適用し、施行日前の日をその始期とする使用月に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成２９年6月３０日条例第１６号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成２９年9月７日から施行する。

附　則（平成３１年3月２２日条例第４５号）

（施行期日）

1　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の別表第2の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成３１年１０月３１日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定するものの当該確定した使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月３１日後である公共下水道の使用にあっては、当該確定した使

用料のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月３１日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

３　前項の月数は、暦に従って計算し、１月に満たない端数が生じたときは、これを１月とする。

附　則（令和元年１２月２０日条例第２２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年３月２５日条例第２０号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和６年６月２１日条例第２９号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和７年３月２６日条例第２０号）

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年１２月１９日条例第３７号）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月２５日条例第６０号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第１（第３条関係）

（一部改正〔平成２６年条例９８号・２７年３４号・２９年１６号・令和２年２０号〕）

種別	名称	位置
終末処理場	鶴岡浄化センター	鶴岡市宝田三丁目２１番１号
	湯野浜浄化センター	鶴岡市湯野浜字浜泉４８８番地
	小堅浄化センター	鶴岡市堅苔沢字深浦１９１番地３４
ポンプ場	切添中継ポンプ場	鶴岡市鳥居町３番１２号
	澤田堰ポンプ場	鶴岡市馬場町１１番６号
	新形中継ポンプ場	鶴岡市新形町７番６８号
終末処理場	羽黒浄化センター	鶴岡市羽黒町坂ノ下字岩清水６２
ポンプ場	八日町中継ポンプ場	鶴岡市羽黒町手向字児森１３３番地５

	戸野中継ポンプ場	鶴岡市羽黒町戸野字御衣野９８番地３
	市野山中継ポンプ場	鶴岡市羽黒町市野山字猿田１４１番地３
	野荒町中継ポンプ場	鶴岡市羽黒町野荒町字西田１４番地１
	増川新田中継ポンプ場	鶴岡市羽黒町増川新田字花沢４番地３
	下川代中継ポンプ場	鶴岡市羽黒町川代字下川代１１９番地３
終末処理場	櫛引浄化センター	鶴岡市下山添字一里塚１８３番地１
終末処理場	あさひ浄化センター	鶴岡市熊出字十王前５０番地
終末処理場	温海浄化センター	鶴岡市温海字荻田２５５番地１
	鼠ヶ関浄化センター	鶴岡市鼠ヶ関字横路６５２番地２

別表第２（第２５条関係）

（全部改正〔平成２７年条例４４号〕、一部改正〔平成３１年条例４５号〕）

区分	基本使用料	従量使用料（排除汚水量１立方メートルにつき）	
一般用	８８０円	１０立方メートルまでの分	９３円５０銭
		１０立方メートルを超え２０立方メートルまでの分	２０６円８０銭
		２０立方メートルを超え３０立方メートルまでの分	２３１円
		３０立方メートルを超え５０立方メートルまでの分	２５０円８０銭
		５０立方メートルを超え１００立方メートルまでの分	２７６円１０銭
		１００立方メートルを超え５００立方メートルまでの分	３０８円
		５００立方メートルを超える分	３２１円２０銭
湯屋用	８，３６０円	２００立方メートルを超える分	４４円